

## 議 第 7 号 議 案

全国一律最低賃金制度の導入を求める意見書の提出について  
全国一律最低賃金制度の導入を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和元年6月20日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

### 提 案 理 由

全国一律最低賃金制度の導入を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 全国一律最低賃金制度の導入を求める意見書

厚生労働大臣は、本年6月、中央最低賃金審議会に対し、2019年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から7月に答申が行われる見込みである。昨年、同審議会は、全国加重平均26円の引上げ（全国加重平均874円）を答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定されたところである。

しかし、時給874円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万2千円、年収約182万円にしかない。しかも、日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、2018年度の改定では、最高の東京都（985円）と最低の鹿児島県（761円）で、時給で224円という3割近い格差があり、その格差は年々広がる傾向にある。

また、日本の最低賃金は先進諸外国の最低賃金と比較しても著しく低く、フランス、イギリス、ドイツの最低賃金は、日本円に換算するといずれも1,100円を超えており、国際的にみて日本の最低賃金の低さは際立っている。労働団体の生計費調査でも、1人の労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも22万円～25万円（時給1,500円程度）が必要であり、都市部と地方での最低生計費の差はほとんどない。

わが国の2015年相対的貧困率は15.6%と依然高い水準にあり、女性や若者に限らず、全世代で貧困が深刻化しているのが現状である。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻害する大きな要因となっている。

また、最低賃金の地域格差によって、地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化している。地域経済の活性化のためにも、最低賃金の引き上げと地域間格差の縮小が急務となっている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、社会保険料の事業者負担分を減免するなどの中小企業対策を講じたうえで最低賃金額の大幅な引上げを図るとともに、全ての労働者に人間らしい生活を保障するため最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制度の導入を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣	根 本 匠 様